

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.39

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> (指定管理者(社)北海道消費者協会)

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2階 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210

「地域消費者被害未然防止ネットワークセミナー」

目的と内容

現在、道内には40の各地域消費者被害未然防止ネットワークがありますが、その活動のより一層の活性化と、新しいネットワーク組織づくりに主眼をおいています。

また、セミナー参加者一人ひとりが、学んだことを各地で、いわゆる「消費者被害防止啓発員」として活動することが期待されています。

今年度は、道内6ヵ所で開催予定。現在3ヵ所で具体的な日程が決まっています。

開催日

開催日	日 時	場 所	対 象
11月 2日(火)	13:00～16:00	釧路市 (釧路市国際交流センター)	釧路・根室管内
11月16日(火)	13:00～16:00	苫小牧市 (苫小牧市民活動センター)	胆振・日高管内
11月24日(水)	13:00～16:00	美唄市 (美唄ホテルスエヒロ)	空知管内

網走・宗谷・渡島については、現在日程検討中です。

参加方法

今月中に、管内の各市町村やネットワーク構成団体等へ、参加案内文書を送付する予定ですので、積極的参加をお願い致します。

お願い

消費者被害はますます悪質巧妙化しています。近隣市町村でネットワーク設立等の動きがありましたら是非情報をお寄せください。お待ちしております。

いよいよスタートします!!

当セミナーの主な内容は、大きく分けて、消費生活相談員等専門家による「消費者被害の現状や未然防止対策等」の研修と、各地域ネットワーク構成員による、各地域の取り組み事例の報告や今後の課題等の意見交換を予定しています。

なお、当事業は道の委託事業として、(社)北海道消費者協会が受託し、各地域の消費者協会・ネットワーク構成団体等の協力を得て行なうものです。



気をつけて！高額な賞金が当選したかと思わせるようなダイレクトメールが届く手口!!

最近「高額賞金を得られる権利がもらえる」「高額賞金が当選したので手続き費用として」などと謳^{うた}って3千円程度の金銭や、クレジットカードのカード番号を書類に記載させて返送を促すなどのダイレクトメール(以下DM)が送られてきたという相談が、国民生活センターや各地の消費生活センターに寄せられています。

北海道立消費生活センターに寄せられた、「海外宝くじ」等の、高額な賞金や商品が得られると誤認させるような手口の相談件数は、2009年度には25件、2010年度もすでに、13件となっています。

なかには、高齢者が賞金をもらえると信じ込み、何度も払い込むうちに、被害総額が高額に及び、家族から「どうしたらよいか」などと相談が寄せられるケースもあります。

【事例1】

自宅の夫宛に外国消印がある封書が届いた。「約1億8千万円の賞金を獲得したので実行手数料として約2千円を払うように」と書いてある。返信用の封筒が同封されていたが、あて先は、送られてきた国と違う国になっている。申し込んでもいない賞金を獲得したようだが信用できるか。
(2009年度 70代 女性)

【事例2】

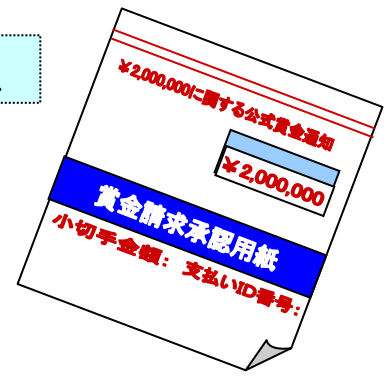
80代の祖父あてに連日海外宝くじ等のDMが届き、祖父は1億円が当たることを夢みて、数回送金していたようだ。本人は、「何故当選しないのか」と疑問に思っているが、「今後も買い続ける」と意欲満々。「だまされてる」と言って説明しても納得しない。どうすればよいか。
(2009年度 20代 男性)

【事例3】

カナダからDMが届き「宝くじ当選金約9500万円受け取る権利がある」「承認されれば小切手で受け取ることができ、追加ボーナスとしてプレスレットも受け取れる」「これを受け取るためには3千円を支払うように」と書いた手紙が入っていた。不審だが信用できるか。
(2010年度 40代 女性)

このような相談事例に多く見られる特徴は、

1. DM がエアメールで届く
2. 高額賞金がすぐ貰えるような通知文になっている
3. 応募書類の返送先・送金先が海外である。
4. クレジットカードによる支払い手段が記されている。



通知文には、違法性が高い「海外宝くじ」注ではないことが強調されており、さも合法的であるかのように謳っているものもあります。実際に賞金が送られることは無いと思われ、金銭やクレジットカード番号などの個人情報を送らせることが目的と考えられます。

国内で海外宝くじの販売、販売の取り次ぎ、授受は刑法187条(宝くじ販売等)に触れる恐れがあるので申し込んではいけません。

消費者へのアドバイス

住所や氏名などの個人情報を出すことによって、新たな勧誘がくるおそれもありますので、このようなDMがきた場合には、受取拒否や、廃棄するなど無視することです。

特に高齢者に届くDMには注意が必要です。身近な周囲の見守りが被害防止に役立ちます。

そもそも応募していないのに「当選した!」という話はありません。

カード番号などの個人情報は教えない!

無視することが最善の防止策。

こうした商法には、申し込まない。

高齢者に送られてくるDMには、周囲も注意し、トラブル防止に配慮する。高齢者にとっては身近な「ひと声」が被害防止につながります。

なお、同様の手口の被害が2007年の「見守り新鮮情報」でもとりあげられていますので、ポスター等にして啓発に活用してはいかがでしょうか。参照(4P)

おかしいと思ったらお近くの消費生活相談窓口や北海道立消費生活センターに相談しましょう。

参考: 国民生活センターHP

『気をつけて! 最近の「当選商法」』

(www.kokusen.go.jp/news/data/sn-20080723.html)

『「海外宝くじ」 高齢者苦情が多数発生! 誘いに乗らない、買わないことが肝心』

(www.kokusen.go.jp/news/data/n-20070906_4.html)

この記事に関するお問い合わせは、啓発部まで



費用5千円で80万円が
手に入るんだぜ

- ・平成19年10月中旬頃
- ・関東地方で

見守り
新鮮情報

第21号

被害内容

カナダから**宝くじの当選通知**が届いた。
「**80万円の小切手を受け取る**

権利があるので、7日以内に
小切手発行承認書を**返信**するように」とあり、
返信しない場合は、「〇〇市の△△さんに
この権利が移る」と個人名まで書いてあった。
さらに、小切手を受け取るための**費用5,000円**は
クレジットカード払いとなっていた。
信用できるだろうか。



申し込んでもいないのに 届いた「海外宝くじ」の 当選通知

ひとこと助言



見守るくん

おいしい話に
気を付けて

- あたかも当選金が無条件で受け取れると誤認させるような手紙を送りつけ、実際は、宝くじの購入申し込みなどをさせています。国内で海外宝くじの販売、販売の取次ぎ、授受は刑法187条（富くじ販売等）に触れる恐れがあるので申し込んではいけません。
- クレジットカード番号を知らせると、何度も引き落とされるトラブルに巻き込まれる恐れがあります。安易にカード番号を知らせてはいけません。詳しくは国民生活センターHPをご覧ください。

こちら ▶ http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20070906_4.html

発行：内閣府 企画・編集：(社)全国消費生活相談員協会

イラストレーション：みつぎ

2007年11月22日

「おかしいな?」「こまったな!」と思ったら、最寄りの消費生活相談窓口へ

北海道立消費生活センター

相談専用番号 050-7505-0999